

鹿角市企業告示第 9 号
(給水装置工事事業者の指定に関する告示)

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき下記のことを給水装置工事事業者に指定したので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項及び鹿角市指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年鹿角市水道管理規程第 3 号）第 1 0 条に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 笹 本 真 司

指定給水装置工事事業者の指定

指定 番号	氏名又は名称	所在地	代表者氏名	指定期間
14	高橋施設	秋田県山本郡三種 町外岡字逆川112 番地6	高橋 明美	令和13年6月 30日まで
36	有限会社木次谷設備	秋田県大館市葛原 字屋布後 66 番地 1	代表取締役 木次谷 久弥	令和13年6月 30日まで
44	アンゼン設備株式会社	秋田県大館市柄沢 字長橋 11 番地 13	代表取締役 畠山 和	令和13年6月 30日まで
48	株式会社いとだ設備サービス	秋田県大館市片山 字浮島 93 番地 1	代表取締役 糸田 恒光	令和13年6月 30日まで